



協議事項第1 フェーズ3を見据えた判決の在り方 / 1 第一审判決書の現状と目指すべき方向性

現在の判決書の課題

○ 最大の課題は「冗長な判決」

- ◆ 冗長な判決は、判断のポイントが分かりにくく、判断内容が正しく理解されない。他方、やみくもに短くしても分かりやすさや説得力にはつながらない。
- ◆ 適切な分量とするには、読み手に対して、中心的争点とそれについての裁判所の判断を分かりやすく示すという視点が重要。
 - ⌚ 誰を読み手と想定するかで分量も異なり得る。
 - ◆ 当事者に加えて、第三者（国民・高裁）も読み手として意識した判決を原則と考えるかについては意見が分かれた。
- ※ 当事者を読み手の基本とする立場も、事案ごとに、判決の社会的影響、上訴の可能性等に留意して、第三者も読み手として想定すべき事案か否かを検討すべきとする。

判決書の課題の原因

○ 争点整理が不十分

- ◆ 争点の絞り込みや、争点の軽重の認識共有が不十分なため、複数の争点について平板な記載をすることになり、冗長化。

○ 当事者／高裁を意識した念のための記載

- ◆ 裁判官が控訴審判決を予測して先回りした記載をしたり、当事者の納得のために全ての主張に丁寧に答えようとするなどして冗長化。
 - ⌚ 控訴審判決を先回りして書こうとする必要はなく、第一審での中心的争点の判断に注力すべき。
 - ⌚ 当当事者の納得のために全ての主張に応答すると、判決が分かりづらくなるため、主張の重要性について争点整理で認識共有しておくべき。

課題の克服策

○ 争点整理の改善

- ◆ これまでの審理運営改善の議論を踏まえて、デジタルツールを活用しつつ、過度な負担なく効果的に争点及びその軽重を認識共有。

○ 判決書の改善

- ◆ 争点整理で確認した争点について、裁判所の判断を分かりやすく示すことを基本にして、必要十分な記載についてイメージを共有していくことが重要。

判決書の改善

第一審判決書／控訴審判決書ともに核心を捉えたコンパクトな判決書を目指す（2頁参照）。

判決に必要な主張立証を揃えることを意識して審理することにより、争点整理を無駄なくスリム化

核心を捉えたコンパクトな審理判断

判決で重点を置くべき争点・主張について当事者と認識共有し、それについて端的に分かりやすく判断を示すことにより、判決をスリム化

争点整理の改善

序盤に確認した争点を中心に、主張立証の拡散を防止しながら、判決に向けて争点及びその軽重を認識共有（3頁・引出集参照）。

2 核心を捉えたコンパクトな第一審判決書の具体的な検討

事案の概要

○ 事案の要旨・前提事実

- ◆ 事案の要旨には、読み手の理解のために事案の顔を記載すべきという意見と前提事実をある程度記載するのであれば、必要最低限の記載で足りるという意見があった。
- ◆ 前提事実では、当事者の主張を理解するのに必要な限度で簡潔な記載を心掛けることに異論なし。
 - （）前提事実の記載の程度は、当事者主張欄のそれと密接に関係。当事者主張欄を簡潔にすれば、前提事実も自ずと絞られる。
- ※ 事案の要旨において請求の法的根拠のみを示すことや、前提事実を省略することも考えられるが（サンプル①参照）、第三者にとって理解が困難ではないかという指摘も少なくなかった。

○ 当当事者の主張

- ◆ 当当事者の主張を判断に先出しするのは、主張の対立点を明らかにし、読み手に後に続く判断部分を読む際の着眼点を与えるため。
- ◆ 当当事者がどのような理由で争っているのか、その主張の対立点が理解できる記載が必要。主要事実レベルの記載を基本とし、必要に応じて重要な間接事実も記載。

※ 事案によって争点項目のみを示すことも考えられるが（サンプル①参照）、読み手にとって主張の対立点が理解困難になりやすいため、それに適した事案かは注意が必要。

核心を捉えたコンパクトな判決



想定される読み手を意識して、
中心的争点についての当事者の
主張の対立点とそれに対する
判断を分かりやすく示す。

判断

○ 認定事実

- ◆ 認定すべき事実は、要証事実の認定に必要かという観点から取捨選択。いったん起案した後、不要な記載を削るなどして推敲することが有益（その時間を捻出するためには、事件全体のマネジメントが重要）。
- ◆ 物語形式は、要証事実を一定の事実経過の中に整合的に位置付けられることが認定根拠になり得る事案、共通の事実関係の下に複数の争点がある事案で有益。他方で、不要な事実を認定しがちとのデメリットも。物語形式にこだわらず、事案に応じて物語形式を採用するかを検討すべき。

○ 説示

- ◆ 判決の最も重要な部分であり、それに見合った分量で、分かりやすく説得的な記載を心掛ける。
- ◆ 故訴者の主張については、主張・立証に合理性があるもの、特に力を入れていたものに応答。もっとも、重要性が低いと思われるものについては争点整理段階で指摘し、判決での記載の有否は、記載の目的に鑑み慎重に検討。

3 控訴審判決書の在り方

控訴審判決書の課題

- ◆ 引用判決は、原判決と見比べないと内容が理解できず、読み手にとって分かりづらい。
- ◆ 控訴審における些末な主張を取り上げており、控訴審判決書自体が核心を捉えたコンパクトなものになっていない場合がある。
 - （）控訴審判決において細かな主張を取り上げると、第一審においても同様に細かな主張を取り上げなければならないとの誤解を生じさせかねないため注意が必要。

分かりやすい引用判決

- ◆ 引用判決は、控訴審の事後審的運用に整合するものであり、有用な方法であることに異論はなかった。
- ◆ ①引用判決でも、控訴審判決だけで、事案の概要、訴訟物、主要な争点、主要な争点に対する控訴審の判断が分かるようにする、②補正は、控訴理由に答えるために必要な最小限の補正にとどめるなどの工夫をさらに進めるべきことが確認された。

簡にして要を得た控訴審判決書

- ◆ 控訴審判決書を簡にして要を得たものとするための具体的な方策として以下の意見があった。
 - 控訴理由への応答に軽重をつけることが重要。
 - 第一審判決が些末な主張として取り上げなかったものについては、控訴理由書で主張されたとしても、控訴審判決において取り上げないといった対応等も考えるべきである。

協議事項第2 争点整理中終盤の各種手法の効果検証 / 1 争点整理終結段階の到達度

終結時期に迷ったときの対応

○ 心証が固まらない？

- ・検討のために1期日もらい、まとまった検討時間を確保。必要に応じて擬似合議や周囲の裁判官と相談するとよい。
- ・当事者に率直に疑問点をぶつけて、議論してみる。
- ・人証次第の事案は、どういった証言が出れば、どういう認定になるかをシミュレーションしつつ、尋問に入ってしまう。

○ 当事者が続行を希望？

- ・予定している主張立証の内容を確認して、必要がないと判断すれば、必要な整理はできている旨裁判所の認識を示す。主張をさせる場合であっても尋問の予定期日等を決めておく。
- ・当事者は裁判官の心証が分からないと念のための主張をしがち。こまめな心証開示が重要。
- ・序盤から当事者にスケジュール感を伝えて、争点整理の終結時期について認識共有。

○ 和解協議が継続？

- ・見通しがないまま続行しない。和解の可能性があるかを踏まえて続行の要否を検討。
- ・争点整理段階であれば、いったん和解を打ち切り、尋問後に再度協議することも検討。
- ・協議を続けなければならない場合も、予め回数を設定しておくことが有用。

終結時期までに判決作成のために当事者との間で行っておくべき内容

○ 争点整理終結時に当事者と確認すべき内容

- ・中心的な争点と主張の骨子・証拠は確認すべき。争点は調書等で書面化。主張の骨子等は事案に応じて口頭での確認にとどめることも考えられる。
☞ 裁判所が中心的な争点を把握できない場合もあるが、これについては、序盤に口頭協議を行い、確認した争点に沿って準備書面を提出してもらう、重要証拠を早期に提出してもらうなど、引出集に記載された手法を活用することが有用。

○ 主張対比表

- ・争点多数の事案や金額等の判断項目が多数の事案等において主張対比表が有効。
- ・争点整理目的か、判決添付目的かで、負担や適した事案も異なり得る。費用対効果を踏まえて作成の要否を検討。

○ 時系列表

- ・事実経過が複雑な事案や、事実経過を前提に評価を行うべき事案で、特に有効。
- ・どの程度の事案で作成するか、当事者に作成してもらうかは、裁判官によって様々。

○ 要約書面

- ・裁判官交代後の事案把握のために有効。



2 争点整理中終盤の審理手法の効果検証

主張整理の手法

- ・期日の協議結果の可視的共有、具体的な準備事項の指示、確認した争点に沿って協議については、効果が高く、あい路も少ない手法であり、基本的にどの事案でも実践すべき。
- ・争点骨子メモ、準備書面の項目設定、主張に証拠を引用するといった手法は、効果が低いという意見と高いという意見に分かれた。
☞ 争点骨子メモについて効果が高いという裁判官は、訴訟物、要件事実レベルの簡潔なものを活用。
☞ 準備書面の項目設定は、争点と主張の結びつきが分かり易くなり、弁護士からも好評との紹介あり。

証拠整理の手法

- ・早期の重要証拠の確認、提出は効果が高く、あい路も少ない手法であり、基本的にどの事案でも実践すべき。
- ・大量に証拠が提出される場合には、提出範囲を協議、整理した二次的証拠を提出してもらうことが有用という意見が多かった。
- ・SNS、カルテ等全体の流れが意味を持つ場合には、重要部分にマーカーを引いてもらうことが有用という意見が相当数あったが、重要部分について裁判所と当事者の認識が異なる場合には結局裁判所が重要部分を確認しなければならないという指摘もあった。
☞ 当事者が指摘しない重要部分を裁判所が見つけ出す必要があるかは両論あった。